

# 「Safe Work 向上宣言」に係る取組の進め方

取組順序	取組事項	企業本店・支店・営業所及び共同企業体	建設作業所・現場事務所	
1	「Safe Work 向上宣言」 (必須)  (※ 企業等内外に対する周知を含みます。)	経営トップ等が宣言を行ってください。 (様式1による。)	作業所長及び関係請負人の安全衛生責任者等が宣言を行ってください。 (様式2による。)	
2	安全衛生自己診断 (必須)	登録には1、2、3の実施が必要です。	※ 登録(建設防宮城県支部ホームページへの掲載)は、企業本店・支店・営業所及び共同企業体に限りません。	
3	ロゴマークの活用 (必須)			「Safe Work 向上宣言」安全衛生管理自己診断シート」(様式3)により自己診断してください。  ※ 診断の結果、改善点がある場合は、すみやかに改善してください。
4	「Safe Work 向上宣言登録シート」の提出  (登録は任意です。)  ※ 「Safe Work 向上宣言登録シート」の提出は、建設防宮城県支部のホームページに「宣言事業場一覧」に掲載を希望する場合です。 なお、登録に当たっては、上記1～3の取組後をお願いします。			「Safe Work 向上宣言登録シート」(様式4)に必要な事項を記入し、次の提出先へ提出してください(郵送・FAX可)。  【提出先】(詳細は下欄を御確認ください。) ・宮城労働局労働基準部健康安全課 ・所轄の労働基準監督署 (仙台・石巻・古川・大河原・瀬峰) ・建設業労働災害防止協会宮城県支部  【掲載される情報】 企業名、所在地、代表者名、宣言日、登録番号 (建設防にて付与)  (注)「Safe Work 向上宣言」の宣言文は、建設防宮城県支部のホームページには掲載しませんが、同ホームページから自社のホームページへリンク設定を可能とします。
宣言実現のため、推奨事項である次の対策により取り組んでください。				
5	各種安全衛生教育の実施	宣言以降の取組	法定の安全衛生教育に加え、次の各種安全衛生教育を積極的に実施してください。  <〇は特に推奨する安全衛生教育>  1 労働安全衛生法第19条の2第2項 ・ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育(平成2年10月1日付け基発第602号) ・ 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育(平成2年10月1日付け基発第604号) 2 職長・安全衛生責任者能力向上教育に準じた教育(平成29年2月20日付け基発第0220第4号) (〇) 3 労働安全衛生法第60条の2 【危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針】 ・ 移動式クレーン運転士安全衛生教育(平成2年3月1日付け基発第113号) ・ 車両系建設機械(整地・運搬等)運転業務従事者安全衛生教育(平成5年6月11日付け基発第366号) ・ 玉掛業務従事者安全衛生教育(平成5年12月22日付け基発第705号) 4 建設工事従事労働者教育(平成15年3月25日付け基安発第325001号)(〇)	
6	適切な安全衛生経費の確保・適正な工期設定等への取組			・ 元請人と下請人との契約締結において、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を内訳書などにより書面化を図る。また、長時間労働の是正、週休2日の確保等を考慮した適正な工期の設定への取組について書面化を図る等次の指針や計画に基づき、積極的な取組を行ってください。  <〇は特に推奨する取組>  ・ 「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日付け基発第267号の2)(〇) ・ 「建設業法令遵守ガイドライン」(平成26年10月改訂、国交交通省)(〇) ・ 「宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」(平成31年3月策定：宮城県事業管理課ホームページ参照)(〇) ・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び同法律に基づく基本計画 ・ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)

(注) 各種様式、「Safe Work ゼロ災MIYAGI」のロゴマーク及びその使用取扱規程等については、宮城労働局のホームページ又は建設業労働災害防止協会宮城県支部のホームページ「Safe Work向上宣言」サイトからダウンロードして、確認・利用ください。

問合せ及び登録シート提出先	所在地	TEL / FAX
宮城労働局 労働基準部 健康安全課	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎8階	TEL 022-299-8839 FAX 022-295-3668
仙台労働基準監督署 安全衛生課	〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎1階	TEL 022-299-9073 FAX 022-299-9078
石巻労働基準監督署 安全衛生課	〒986-0832 石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎2階	TEL 0225-85-3483 FAX 0225-22-3368
石巻労働基準監督署 気仙沼臨時窓口	〒988-0077 気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階	TEL 0226-25-6921 FAX 0226-22-7662
古川労働基準監督署 安全衛生課	〒989-6161 大崎市古川駅前2-9-47	TEL 0229-22-2112 FAX 0229-23-7968
大河原労働基準監督署 監督・安衛課	〒989-1246 柴田郡大河原町字新東24-25	TEL 0224-53-2154 FAX 0224-53-2188
瀬峰労働基準監督署 監督・安衛課	〒989-4521 栗原市瀬峰下田50-8	TEL 0228-38-3131 FAX 0228-38-3132
建設業労働災害防止協会 宮城県支部	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階	TEL 022-224-1797 FAX 022-265-5604

# 「Safe Work 向上宣言」実施フローチャート

【ステップ1】建災防が会員事業場等あて「『Safe Work 向上宣言』実施要領」とともに、「Safe Work 旗」<sup>(※2)</sup>を配付(建災防会員以外の企業はステップ2からとなります。)

【ステップ2】事業場内(店社・工事現場)での取組方針の決定

【ステップ3-①】「Safe Work 向上宣言」実施<sup>(※2)</sup>と事業場内(店社・工事現場)における周知

【ステップ3-2】

店社「Safe Work 向上宣言」の店社による外部周知(ホームページ掲載、Safe Work 旗掲示等)

【ステップ3-3】

工事現場「Safe Work 向上宣言」の現場による内外周知(新規入場者教育、Safe Work 旗掲示等)

【ステップ4】店社「Safe Work 向上宣言」の登録を希望する店社(JVを含む。)は、安全衛生管理に関する自己診断<sup>(※3)</sup>を実施後、「Safe Work 向上宣言登録シート」<sup>(※4)</sup>を宮城労働局(健康安全課)、所轄労働基準監督署又は建災防宮城県支部に提出

【ステップ4-2】宮城労働局(健康安全課)、所轄労働基準監督署は、提出された「登録シート」を建災防宮城県支部に送付

【ステップ5】建災防は、提出された「Safe Work 向上宣言登録シート」に基づき、企業名、所在地、代表者名、宣言日をホームページの「Safe Work 向上宣言」サイト内の「宣言事業場一覧」に掲載<sup>(※5)</sup>  
「登録シート」に自社ホームページ URL を記載した場合、建災防は「Safe Work 向上宣言」サイトから当該 URL あてのリンクを設定

【ステップ6】建災防は一定期間ごとに「登録シート」に基づく情報を宮城労働局あて提供し、宮城労働局は「建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議」構成員あて情報提供

【ステップ7】宮城労働局は「建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議」に本取組の状況を報告し、今後の取組方針等について協議

※1 「『Safe Work 向上宣言』実施要領」(以下「実施要領」という。)の様式5を参照

※2 実施要領の様式1及び2を参照

※3 実施要領の様式3を参照

※4 実施要領の様式4を参照

※5 掲載期間は掲載開始年度を含め最長3年を予定